

処分の種類	業務停止処分(15日間) 業務停止期間:平成31年4月26日～平成31年5月10日
処分年月日	平成31年4月9日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	株式会社LIVE IN (法人番号 2120001185792)
代表者	西村 幸祐
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第57956号 平成26年10月30日
主たる事務所の所在地	大阪市北区
<p>処分等の理由</p> <p>法人を貸主とし、個人を借主とする大阪府中央区所在の建物一室の賃貸借契約に係る媒介業務において、被処分者には、次のとおり宅地建物取引業法(以下「法」という。)に違反する事実があった。</p> <p>被処分者は、平成30年3月2日に預り金を借主より受領したが、同年4月5日に借主から申込みの撤回があったにもかかわらず、預り金を返還しなかった。</p> <p>このことは、法第47条の2第3項及び宅地建物取引業法施行規則第16条の12第1項第2号の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	